



蒲郡市の皆様のための

蒲郡市委託事業
子育て支援課
☎66-1107

病児・病後児保育事業



小学6年生まで
利用可能です♪

託児施設「おひさまキッズ」では、
病児・病後児保育事業を行っております。
お子さんが**病気または病気の回復期**で、
保育園や幼稚園に登園できない間、
ご両親に安心して働ける環境を
ご提供いたします。

お気軽に
ご利用
下さい！



対象児童

病気または病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童で、
かつ保護者の就労等により家庭での保育が困難な児童。

ご利用手続きに必要な事柄

- ①蒲郡市子育て支援課への**事前登録**（ご相談TEL66-1107）
- ②医師の診断による「**病児・病後児保育 医師連絡票**」
- ③「おひさまキッズ」へは②の「**病児・病後児保育 医師連絡票**」と
「**病児・病後児保育利用申込書**」のご提出と**事前予約**が必要です。

利用時間/利用料

基本時間帯

午前8時～午後6時

病児・病後児保育料

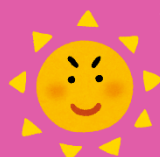
～令和6年度 保育料～

1～2歳児 2,650円 3歳児以上 2,350円

（共に昼食/おやつ代別途） * 令和3年9月1日～1食350円

* 保育料は無償化の対象（1～2歳児は住民税非課税世帯のみ）

* 無償化の手続きは子育て支援課までお問い合わせください。



まずはお電話で、お気軽にご相談を！

おひさまキッズ TEL(0533)56-0345

蒲郡市形原町北新田41-1 *保育士 及び 看護師/准看護師 勤務。

おひさまキッズでは 病児・病後児保育以外の”一般保育（一時保育/月極保育）”もご利用いただけます。

蒲郡市病児・病後児保育事業利用基準

蒲郡市役所 子育て支援課

【利用の対象となる児童】 以下のいずれにも該当すること

1. 蒲郡在住の児童
2. 満1歳から小学校6年生で、病気時・病気の回復期にあり、集団保育が困難な児童
※利用時点で小学校・保育園・幼稚園・託児所(定期的利用)などの施設に通っている
お子さんが対象です。
3. 保護者の就労等で家庭での保育が困難な児童

利用できる病状のめやす ※医師により利用可能と診断された場合に利用できます。

【一般症状】 医師により利用不可と診断された場合は利用できません。

熱	38. 5℃程度までの発熱性疾患
食 欲	水分補給が可能。少量の食事が摂取できる
消化器症状	強い腹痛、嘔吐、激しい下痢、脱水症状がない

【感染症】(下記の感染症以外の利用も可能です。かかりつけ医に相談してください)

病 名	症 状
インフルエンザ	解熱後2日を経過している
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過している
麻 疹	解熱後3日を経過している
風 疹	解熱し、発疹が消失している(発疹出現後3日程度、色素沈着はかまわない)
水 痘	全ての発疹が、痂皮化している(発疹出現から7日前後)
おたふくかぜ	耳下腺の腫大が、ほぼ消失している
突発性発疹	診断がついていて、解熱していれば可能
ヘルパンギーナ	解熱して、食事が摂取可能である
手足口病	解熱して、食事が摂取可能である
ウイルス性嘔吐下痢症	発熱・嘔吐がなく、下痢が軽快傾向
咽頭結膜熱(プール熱)	解熱後2日を経過し、眼脂・流涙がほぼ消失している
流行性角結膜炎	眼脂・流涙などの症状が、ほぼ消失している
急性出血性結膜炎	眼脂・流涙がほぼ消失している
溶連菌感染症	適切な治療を前日までに開始し、熱が38.0℃以下である
とびひ	発熱がなく、一般状態が悪くない場合
百日咳	レプリーゼが減少傾向になっている事、治療効果があるとされる薬剤を最低5日間投与されている事

※他児への感染の恐れが強い時は、利用できません

【慢性疾患】

喘息 等	保育園・幼稚園・小学校等での集団生活が困難な場合
------	--------------------------

※咳・喘鳴(ゼーゼー)がひどく、呼吸困難である状態は利用できません

【外科的疾患】

怪我・骨折・火傷・手術後 等	保育園・幼稚園・小学校等での集団生活が困難な場合
----------------	--------------------------

【その他】

- ・利用は受付順ですが、種類の違う感染症が重なったり、お子さんの症状や状態により利用できない場合があります。
- ・お預かり後、お子さんの病状に変化があり保育が困難になった場合は、保護者に連絡しお迎えに来ていただくことがありますので、ご了承ください。